第三十五条の十八	徴収取扱費基礎額	（以下この条	、当該各徴収取扱費算定期間内		附則第六条の十一第一項
	令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	（次項	、令和三年三月に法附則第九条の六第三項の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
		（当該各徴収取扱費算定期間内	還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
		（同年四月及び五月	還付金等	当該徴収取扱費算定期間の次	
		金額との合計額	令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	徴収取扱費基礎額	附則第六条の十二
		令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額（次条において「令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額」という。）と同額	令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額（次条において「令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額」という。）に百分の五を乗じて得た金額	同年四月及び五月	
		法附則第九条の七			附則第六条の十一第二項

第三十五条の十八	徴収取扱費基礎額	（以下この条	、当該各徴収取扱費算定期間内		附則第六条の十一第一項
	令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	（次項	、令和三年三月に法附則第九条の六第三項の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
		（当該各徴収取扱費算定期間内	還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
		（同年四月及び五月	還付金等	当該徴収取扱費算定期間の次	
		金額との合計額	令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	徴収取扱費基礎額	附則第六条の十二
		令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額（次条において「令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額」という。）と同額	令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額（次条において「令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費基礎額」という。）に百分の五を乗じて得た金額	同年四月及び五月	
		法附則第九条の七			附則第六条の十一第二項

8　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	各期間（以下この条	各期間（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	、令和三年三月、社会保障・税制の抜本的な安定財源の確保等に関する法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十条第一項に規定する税率の引上げ及び地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十四号）附則第百三条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第七十二条の二十四の七第九項の規定による道府県たばこ税の税率の引上げ（以下この条において「たばこ税の税率の引上げ」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）附則第十条第一項に規定する税率の引上げ（以下この条において「地方たばこ税の税率の引上げ」という。）、たばこ税の税率の引上げ及び地方たばこ税の税率の引上げ（以下この条において「たばこ税の税率の引上げ等」という。）、旧地方税法